

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

1 特別養護老人ホーム白鶴ホームの概要

(1) 事業の目的

社会福祉法人清澄会（以下「法人」という。）が開設する指定介護予防短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホーム白鶴ホーム」（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者である要支援者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ② 事業所の職員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 提供できるサービスの種類

介護予防短期入所生活介護サービス及び付随サービス

(4) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム白鶴ホーム
所在地	〒339-0065 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号
電話番号	048-758-0034
FAX番号	048-758-0057
介護保険指定番号	1170700197
通常の送迎の実施地域	岩槻区

(5) 職員体制

従業者の職種	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
施 設 長	名	名	サービス管理全般	名
医師（嘱託医）	名	名	診療・健康管理等	名
生活相談員	名	名	生活上の相談等	名
介護職員	名	名	日常介護業務	名
看護職員	名	名	医療・健康管理業務	名
機能訓練指導員	名	名	機能訓練等（看護職員兼務）	名
介護支援専門員	名	名	サービス計画の立案等（生活相談員兼務）	名
管理栄養士	名	名	栄養管理等	名
事務職員	名	名	一般事務・料金請求等	名
宿直員	名	名	宿直業務	名
清掃員	名	名	施設内清掃・環境整備	名
運転手	名	名	送迎	名

(6) 勤務体制

従業者の職種	形 態	勤 務 時 間
施 設 長	日勤	8時30分～18時00分
事務職員等 生活相談員	早番	8時30分～18時00分
	遅番	9時00分～18時30分
	宿直	18時30分～8時30分
介護職員	早番	7時30分～17時00分
	中番	9時00分～18時30分
	遅番	10時00分～19時30分
	夜勤	17時00分～10時00分
看護職員	早番	8時00分～17時30分
	中番	9時00分～18時30分
	遅番	9時30分～19時00分
管理栄養士	早番	7時30分～17時00分
	遅番	9時00分～18時30分

(7) 設備概要

定	員	10名	介 護 士 室	1室
居 室	4人部屋	11室	医 務 室	1室
	2人部屋	6室	看 護 師 室	1室
	個 室	4室	静 養 室	1室
食	堂	1室	機能回復訓練室	1室
一 般 浴 室		1室	リネン室	1室
特 別 浴 室		1室	送 迎 車	1室

※ 居室は、利用者の状況等によりご相談して決めさせていただきます。入所後においても利用者の状況等により変更することがあります。

2 サービス内容

- (1) 食 事・・・朝食 8:00～
昼食 12:00～
夕食 18:00～

以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。
原則として、食堂にておとりいただきます。

- (2) 入 浴・・・週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助、特別浴又は清拭となる場合があります。

- (3) 介 護・・・ご希望や状況に応じ、適切な介護サービスを提供します。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シート交換、施設内の移動の付き添い等

- (4) 機能訓練・・・必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

- (5) 生活相談・・・常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

- (6) 緊急時の対応

・・・利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

(7) 安全管理・・・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮します。

(8) 療養食の提供

・・・当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために、療養食をご用意しております。詳しくは、職員にお尋ねください。

(9) 所持品の保管

・・・特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

(10) レクリエーション

・・・当施設では、クラブ活動や種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、職員にお尋ねください。

(11) 通院サービス

・・・医療上、必要な場合は通院サービスが行われます。料金は、別途かかる場合があります。

(12) 理美容サービス

・・・当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は、別途かかります。

(13) その他のサービス

・・・介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービス内容によっては、別途料金がかかります。

3 料金

(1) 【別紙】をご覧ください。

(2) 支払方法

当月の料金の請求書を翌月15日までに送付しますので、20日までに郵便口座自動引き落としの方法でお支払いください。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

介護支援専門員、又は施設へお問合わせください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、3か月前からできます。

介護支援専門員に「介護予防サービス計画」の作成を依頼している場合は、施設へお問合わせいただく前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分が非該当（自立）、又は要介護と認定された場合・・・非該当又は要介護となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、又はやむを得ない事情により施設を閉鎖、又は縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- ・利用者のやむを得ない事由により、契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

5 協力医療機関

名 称	医療法人慈弘会 岩槻中央病院
所 在 地	さいたま市岩槻区東岩槻2丁目2番地20
院 長 名	保坂浩史
診 療 科	内科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・循環器科・呼吸器科・胃腸科
入 院 設 備	ベッド数121床
救急指定の有無	有

6 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	来訪者は、面会時間を遵守し、その都度面会簿にご記入ください。面会時間は、午前8時～午後8時までです。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には、必ず職員に届け出てください。
居 室 ・ 設 備 器 具 の 利 用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙・飲酒は決められた場所でできます。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗 教 活 動 等	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動等をご遠慮ください。
動 物 飼 育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

7 非常災害対策

非常時の対応	非常時の場合は、関係機関等に通報するとともに、利用者の安全確保を最優先に対応します。			
消防訓練	年2回以上夜間を想定した消防訓練を、利用者も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	消火器	16箇所	非常放送設備	あり
	移動粉末消火設備	1箇所	避難用すべり台	1基
	スプリンクラー設備	あり	誘導灯	20箇所
	自動火災報知設備	あり	漏電火災警報器	あり
	火災通報装置	あり	自家発電設備	あり
消防計画等	消防署への届出日：平成11年4月8日 防火管理者：事務長 清水 澄夫			

8 事故発生時の対応

事故発生の際は、迅速に必要な措置を講じ、ご家族及び介護予防支援事業者、並びに保険者に連絡を取ります。

また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。なお、サービスの提供にあたり、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

9 緊急時の対応

利用者の容態に変化があった等、緊急の場合には、医師に連絡する等必要な措置をとるほか、別紙に定める緊急連絡先に連絡します。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	主任介護士 菊池 恵利
-------------	-------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1 苦情受付及び個人情報相談窓口

1	社会福祉法人 清澄会
	受付担当者 事務長 清水 澄夫 生活相談員 穴井 美代子
	解決責任者 施設長 関根 健一 副施設長 清水 文子
	第三者委員 評議員 加藤 史子 評議員 宇佐美 サチ子 (白鶴ホーム正面玄関に第三者委員専用苦情相談受付箱設置)
	電話 048-758-0034 受付時間 8:30~18:00
2	さいたま市岩槻区役所 高齢介護課 電話：048-790-0169
3	さいたま市役所 高齢福祉課 電話：048-829-1259
4	さいたま市役所 介護保険課 電話：048-829-1264
5	埼玉県国民健康保険団体連合会 電話：048-824-2568

1 2 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。
- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- (2) 職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

- (3) 職員であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (4) 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努めます。
- (5) 正当な理由なく、介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとします。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、介護予防支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとします。
- (6) 要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (7) 利用者の要支援認定につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (8) 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管します。
- (9) 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (10) 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。
- (11) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対応指針等を作成します。また研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

1 3 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

(事業者) 住 所 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号

事業者名 社会福祉法人 清 澄 会
特別養護老人ホーム白鶴ホーム

説 明 者 ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 ㊞

(代理人) 住 所

氏 名 ㊞

別紙 料金

(1) 利用料金

	従来型個室・多床室			
	1日あたりの 利用料金	1日あたりの 自己負担分 (1割負担の方)	1日あたりの 自己負担分 (2割負担の方)	1日あたりの 自己負担分 (3割負担の方)
要支援 1	4,884円	489円	977円	1,466円
要支援 2	6,075円	608円	1,215円	1,823円

<連続3日以上利用の場合>

	従来型個室・多床室			
	1日あたりの 利用料金	1日あたりの 自己負担分 (1割負担の方)	1日あたりの 自己負担分 (2割負担の方)	1日あたりの 自己負担分 (3割負担の方)
要支援 1	4,786円	479円	958円	1,436円
要支援 2	5,934円	594円	1,187円	1,781円

(2) 加算料金

		自己負担額 (1割負担の方)	自己負担額 (2割負担の方)	自己負担額 (3割負担の方)
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	20円/日	39円/日	59円/日
	療養食加算(1日に3回を限度)	9円/回	18円/回	26円/回
	送迎加算(片道) ※通常の送迎の実施地域 は、岩槻区とします。	200円/回	399円/回	598円/回
	認知症行動・心理症状 緊急対応加算	217円/日	434円/日	650円/日
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	※ 説明参照		

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

【介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算）×サービス別加算率（14.0%）】（1単位未満四捨五入）×1単位の単価（10.83円）となります。

利用者負担額（1割）は、【上記額－（上記額×0.9）】（1円未満切り捨て）となります。

利用者負担額（2割）は、【上記額－（上記額×0.8）】（1円未満切り捨て）となります。

利用者負担額（3割）は、【上記額－（上記額×0.7）】（1円未満切り捨て）となります。

（3）滞在費

滞 在 費	従来型個室：1,231円 多床室：915円
-------	----------------------------

（4）食費

食 費	朝食：241円 昼食：681円（おやつ含む） 夕食：523円
-----	--------------------------------------

介護保険負担限度額認定証お持ちの方			
負担段階	食 費	滞 在 費	
		従来型個室	多床室
第1段階	300円	380円	0円
第2段階	600円	480円	430円
第3段階①	1,000円	880円	430円
第3段階②	1,300円	880円	430円

（5）その他のサービス料金

サービスの種別	利 用 料
美容サービス	1回 2,000円（カットのみ）
クラブ活動費用	材料費等の実費相当額（活花クラブ）

○ 介護予防短期入所生活介護の中止

(1) 利用開始予定日以前の中止

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日までにご連絡をいただいた場合	無 料
② ご利用日の当日にご連絡をいただいた場合	1日の介護報酬の10%

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命、又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合はご家族、又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師、又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。